	③　大阪税関は、関空特区協議会から提供されたパーソナルコンピューターの画面上で、近畿厚生局で確認を行った輸入報告書（薬監証明）に関する情報を閲覧することにより通関の際の確認を行うこととし、輸入者からの紙での薬監証明の提示は不要とする。
同意の要件	特になし
特例措置に伴い必要となる手続	特になし

別表２中「経産Ｂ001」の次に「厚労Ｂ003」、「厚労Ｂ004」、「厚労Ｂ005」、「厚労Ｂ006」、「経産Ｂ002」、「国交Ｂ004」、「国交Ｂ005」及び「国交Ｂ006」を次のように加える。

番号	厚労Ｂ003
特定地域活性化事業の名称	訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第77条第１項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	指定訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所及び介護老人保健施設に限定している。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和する。
同意の要件	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うことを前提とした指定訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	地域活性化総合特別区域計画の区域内の指定訪問リハビリテーション事業所について、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定める方法により、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定訪問リハビリテーションを適切に行うと所在地の指定地方公共団体の長が認めること。

番号	厚労Ｂ004
特定地域活性化事業の名称	介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業
措置区分	省令
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第80条第１項
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設主体は、病院、診療所及び介護老人保健施設に限定している。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、介護予防訪問リハビリテーション事業所整備推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものについて、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の開設要件を緩和する。
同意の要件	病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うことを前提とした指定介護予防訪問リハビリテーション事業所の整備を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	地域活性化総合特別区域計画の区域内の指定介護予防訪問リハビリテーション事業所について、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定める方法により、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定介護予防訪問リハビリテーションを適切に行うと所在地の指定地方公共団体の長が認めること。

番号	厚労Ｂ005
特定地域活性化事業の名称	歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業
措置区分	通知
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年３月１日老企第36号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	歯科衛生士等の居宅療養管理指導については、歯科医師の直接の指示等を受けた歯科衛生士等が実施し、終了後は当該歯科医師に直接報告することとしている。
特例措置の内容	指定地方公共団体が、特定地域活性化事業として、歯科衛生士等居宅療養管理指導推進事業を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、指定居宅療養管理指導事業所から離れた場所であっても、指定居宅療養管理指導事業所との密接な連携を確保し、指定居宅療養管理指導を適切に行うとその所在地の指定地方公共団体の長が認めるものであれば、当該場所から歯科衛生士等が指定居宅療養管理指導を行うことを可能とする。
同意の要件	指定居宅療養管理指導事業所との密接な連携を確保し、指定居宅療養管理指導を適切に行うことを前提とした歯科衛生士等居宅療養管理指導を推進する事業を定めた計画であることが確認されること。
特例措置に伴い必要となる手続	地域活性化総合特別区域計画の区域内の指定居宅療養管理指導事業所から離れた場所であっても、厚生労働省が別に定める事務連絡等を踏まえ、指定地方公共団体が定める方法により、指定居宅療養管理指導事業所との密接な連携を確保し、指定居宅療養管理指導を適切に行うと所在地の指定地方公共団体の長が認めること。